

答 申 第 2 号
平成30年1月17日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市個人情報保護条例第40条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成29年4月3日付け芦水管第A6号による下記の諮問について、以下のように
答申します。

記

「芦屋市水道事業苦情処理調整会議の議事録の公開（2016年12月12日（月）
に申立てを行った以降の会議の議事録の公開を求めるものである）」についてなされ
た平成29年3月14日付け個人情報部分開示決定処分に対する審査請求に関する諮
問

第1 審査会の結論

第1回、第3回、第5回、第6回及び第7回芦屋市水道事業苦情処理共同調整会議（以下「調整会議」という。）の議事録の個人情報開示請求について、実施機関が平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）において不開示とした第3回調整会議議事録のうち、「委員名」、「議事の進行に関する発言等」及び「審査請求人が既知の情報、事実」については、開示することが妥当である。

第2 開示請求に対する決定の経緯

審査請求人が、「芦屋市水道事業苦情処理調整会議の議事録の公開（2016年12月12日（月）に申立てを行った以降の会議の議事録の公開を求めるものである）」について個人情報開示請求を行ったところ、水道管理課（以下「実施機関」という。）は、個人情報部分開示決定処分を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成29年3月21日付けで処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 調整会議により一度通知された審査結果の内容が不開示とされたことに納得がいかない。
- (2) 不開示とされた部分を開示することで、水道メータの故障の原因について水道工務課長がどう考えているのか明らかになると同時に、現在の上下水道部の隠蔽体質を証明し芦屋市民への損害を守ることが出来ると確信した。
- (3) 審査請求人の名誉を回復したい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において主張している内容は、次のとおりである。

- (1) 調整会議は公平性・公益性を基本として設置されているものであるため、委員及び事実確認のために会議に招集した職員の発言を開示すると、今後将来に

渡り開かれる調整会議において、職員が自由に意見を述べられず会議の適正な運営、遂行及び事案処理に支障を及ぼすため、請求者以外の発言内容は不開示とする決定をした。

- (2) 本件処分とは直接関係がない審査請求の理由については、特に弁明はない。

第5 審査会の判断

1 審査請求の対象文書について

審査会は、意見陳述において、審査請求人から本件審査請求に係る議事録が平成29年2月1日に開催された第3回調整会議の議事録（以下「当該文書」という。）であることを確認した。

2 当該文書の不開示事由妥当性について

実施機関は、当該文書の一部を芦屋市個人情報保護条例第19条第6号エに規定する企業経営上の事務事業執行過程情報として不開示としている。しかし、当該文書に含まれる情報の性格から、同号柱書を適用すべきである。

また、不開示とされている部分には下記のとおり「委員名」、「議事の進行に関する発言等」及び「審査請求人が既知の情報、事実」が含まれており、それらは開示されるべきである。

(1) 委員名

5ページから11ページまでの発言した委員名

(2) 議事の進行に関する発言等

5ページ11行目から16行目まで、22行目から28行目まで、30行目から31行目まで、6ページ29行目、7ページ32行目から33行目まで、36行目、8ページ14行目、20行目から22行目まで、24行目から25行目まで、26行目からの「今回11月29日に職場内であったことについて、お話しいただいているところです。」との発言、10ページ28行目から9行目まで、11ページ6行目及び8行目

(3) 審査請求人が既知の情報、事実

5ページ29行目、6ページ20行目の「管理課長と部長に報告したということであり。以上です。」との発言、30行目から31行目まで、32行目の「工務課の維持係で工事をやった」との発言、7ページ2行目からの「維持係に対しても早急な課題として取り組めることは取り組んでいこうという話をしています。」との発言、6行目から8行目まで、9行目の「部会にも説明しています」との発言、15行目から21行目まで、28行目、29行目か

らの「以前は営業課って行ってましたけど、バルブ操作して配水したというのは聞いてます。」との発言，34行目から35行目まで，8ページの1行目から2行目まで，10行目から11行目まで，15行目，23行目，9ページの3行目の「文書は今私手元に」から7行目の「認めたとしても」までの発言，8行目の「「このような」から13行目の「話をしていただいたということですよ。」までの発言，14行目，15行目の「事実確認は相手方からはしていません。それは，事実です。」との発言，31行目の「回覧を読み上げますと」から10ページ4行目冒頭の「と。」までの発言及び30行目

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年4月3日	諮問書の受理
平成29年5月11日	第1回審議
平成29年6月28日	実施機関の意見陳述 第2回審議
平成29年7月19日	審査請求人の意見陳述 第3回審議
平成29年8月23日	第4回審議
平成29年11月1日	第5回審議
平成30年1月17日	第6回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	